

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（届出事項）</p> <p>第三十九条 法第八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 自己の役員、従業員、信託業務の委託先又は代理店（信託業務を営む金融機関の委託を受けて、当該金融機関が信託業務の全部又は一部を受託する契約の締結の代理又は媒介をするものをいう。以下この条において同じ。）が当該金融機関に係る信託業務を遂行するに際して次に掲げる行為を行ったことを知つた場合</p> <p>「イ〜ト 略」</p> <p>四 代理店の設置若しくは廃止又は当該代理店において行う業務の内容の変更をした場合</p> <p>2 「略」</p> <p>「項を削る。」</p>	<p>（届出事項）</p> <p>第三十九条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 自己の役員、従業員、信託業務の委託先又は代理店（信託業務を営む金融機関の委託を受けて、当該金融機関が信託業務の全部又は一部を受託する契約の締結の代理又は媒介をするものをいう。以下この号及び第三項において同じ。）が、当該金融機関に係る信託業務を遂行するに際して次に掲げる行為を行ったことを知つた場合</p> <p>「イ〜ト 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 法第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、代理店の設置若しくは廃止又は当該代理店において行う業務の内容</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>3   信託業務を営む金融機関は、<u>第一項第四号に該当する旨の法第八条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</u></p> <p>一 「略」</p> <p>二 <u>代理店の設置をした場合には、当該代理店において行う業務の内容を記載した代理店契約書</u></p> <p>三 「略」</p>
<p>4   を変更しようとする場合とする。</p> <p>4   信託業務を営む金融機関は、<u>前項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</u></p> <p>一 「同上」</p> <p>二 <u>代理店を設置しようとする場合には、当該代理店の業務の内容を記載した代理店契約書の案</u></p> <p>三 「同上」</p>	